

## CINGA ハラスメント防止宣言

1 CINGA(特定非営利活動法人)では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントはじめあらゆるハラスメントがない職場環境を保つため、職場のハラスメント防止に取り組むことを宣言します。

2 CINGA は下記のハラスメント行為を許しません。

<パワーハラスメント> ※優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

- ・隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
- ・私的なことに過度に立ち入ること
- ・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと
- ・業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ・暴行・傷害等身体的な攻撃
- ・脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと
- ・その他優越的立場での言動で相手にハラスメントを感じさせる行為

<セクシュアルハラスメント> ※同性も異性も対象

- ・性的な冗談、からかい、質問
- ・わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ・性的な噂の流布
- ・身体への不必要な接触
- ・性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ・交際、性的な関係の強要
- ・性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益な取扱いなど
- ・その他、他人に不快感を与える性的な言動

<妊娠・出産・育児休業(マタニティ)、育児介護休業法に基づく介護休業等に関するハラスメント>

- ・部下または同僚による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ・部下または同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ・部下または同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等
- ・部下による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
- ・部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
- ・その他優越的立場を使って業務に密接関連する言動で不安を感じさせる行為

3 この宣言の対象は、CINGA の職員の他、CINGA と関係のある相談者、学生、インターンシップ生、個人事業主、他の事業主に雇用される人に対する行為も含まれます。

CINGA では、相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場をつくっていきます。

4 職員がハラスメントを行った場合、就業規則に基づき、次の要素を総合的に判断し、懲戒処分を決定します。

- ① 行為の具体的態様(時間・場所(職場か否か)・内容・程度)
- ② 当事者同士の関係(職位等)
- ③ 被害者の対応(告訴等)・心情等

5 相談窓口を設置します。

職場におけるハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口を設置します。電話、メールでの相談も受け付けます。相談には公正、公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応します。

6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。

7 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じたうえで、再発防止策を講じる等適切に対処します。

2022年1月1日

特定非営利活動法人国際活動市民中心  
代表理事 大久保和夫